



国海査第 500 号の 2
平成 24 年 3 月 6 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 秋田 務



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

また、関係各位への周知方、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



平成24年3月6日

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

平成23年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」にもとづき、内航旅客船の検査の方法等について検討した結果、製造後11年未満の内燃機関にあっては、中間検査時の機関解放を省略可能とするなどの改正を実施することとした。

2. 改正の概要

- (1) 製造後11年未満の内燃機関にあっては、検査の記録等に応じて、定期検査又は中間検査時における解放検査を省略できるものとする。
- (2) 機関計画保全検査制度の対象船舶について、旅客船にあっては2機2軸船に制限してきたが、これを1機1軸船まで拡大する。
- (3) 機関解放検査については、建造後10年未満の船舶に限って、次回検査までの運転時間が5000時間（現在7000時間を試行）を超えない場合、解放検査を省略しているが、琵琶湖など湖川のみを航行する旅客船については、10年未満の制限を適用しないこととする。
- (5) その他、所要の改正を行う。

3. 実施時期

本通達日から適用する。